

第 24 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 12 月 26 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市立病院再建候補地選定に係る中間調査報告書（案）について（市立病院）

－ 継続審議 －

2 （仮称）子どもセンター（児童センタ）の設置について（福祉部子育て支援課）

東日本大震災以後、中央児童館が仮設保育所として使用されるなどして、子供たちが安心して集い、遊べる環境が失われており、育児中の保護者から、児童館など安心して集える場所、遊べる環境の設置要望がある。そのような中、本市で震災復興支援活動を継続的に行っている「公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン」から、児童環境づくりの一環として「子どもセンター」を建設し、土地及び建物を本市に寄贈したい旨の申し出を受けたことから、市として受け入れるもの。

(1) 主な内容

- ・施設の設置場所等 石巻市立町一丁目 46-1、46-2
- ・土地面積 540.71 m²
- ・施設規模等 コンクリート造 2～3 階建を予定（延べ床面積 336.6 m²以上）
- ・利用対象 市内の 0 歳から 17 歳までの児童、市内子供会、子育てサークル、児童支援を行う NPO や市民団体等

(2) 今後の予定

- ・平成 24 年 7 月 セーブ・ザ・チルドレンによる建築着工予定
- ・平成 25 年 3 月 完成後石巻市に寄贈予定

3 石巻市鹿妻南コミュニティハウスの設置について（企画部市民協働推進課）

フランス国内において日本の被災地復興支援の機運が高まり、フェール城日仏協会が中心となって行ったイベントを通じて寄付金が集まり、さらに日本企業からも物資提供の支援が寄せられ、当該協会や企業から、コミュニティハウス建設及び施設の寄附申し出があった。

この申し出に対し、特に鹿妻地区において震災以前から石巻中央公民館鹿妻分館の老朽化、背後の崖地崩落の危険性から、地区からは移転建設が古くから要望され、今回の被災により同施設が使用不能となり集会施設が無くなったことから、同地区のコミュニティ施設として受け入れるもの。

(1) 主な内容

- ・建設場所 石巻市鹿妻南二丁目 319 番 1（市有地：2,761 m²）
- ・施設規模等 木造平屋建て 268.30 m²

(2) 今後の予定

- ・石巻市議会平成 24 年第 1 回定例会に設置条例の提案（平成 24 年 4 月 1 日施行予定）
- ・平成 24 年 3 月中に完成予定（同月中の寄附採納を予定）

[報告事項]

1 被災施設の廃止又は位置変更に伴う関係条例の整備について（総務部総務）

本市の公共施設については、震災により多数の施設が被災し、流失、損壊等による使用停止、仮設住宅用地のため使用不能となっている施設、従前とは異なる場所にプレハブ等により使用している施設、他の施設を間借りしている施設等様々な状態が混在していることから、施設の今後の方針

が決定した施設から順次例規整備を行うこととした。

(1) 主な内容

- ・今後の方針が決定した施設に係る条例の制定改廃については、以下のように取り扱うこととし、各部において適宜庁議に付議し、議会に提案するものとする。
- ア 被災した施設が使用不能となっている場合
 - ・施設が流失、損壊したことにより廃止する場合は条例も廃止する。
- イ 他の場所に仮設施設を設置する場合又は一時的に他の施設を借用する場合
 - ・条例上の位置とは異なる場所に仮設施設を設置し使用する場合や、他の施設を借用して使用する場合は、原則として条例整備が必要であるが、復興基本計画の復旧期間内（平成 23 年度～平成 25 年度）に復旧予定の施設や、特別な理由がある施設については別途協議する（学校及び支所・総合支所を除く）
- ウ 他の場所に施設を再建する場合又は他の施設の用途を変更し使用する場合
 - ・条例上の位置とは異なる場所に施設を再建する場合や他の施設の用途を変更し使用する場合など、恒久的な使用となる場合は条例整備を行うこと
- エ 新たな名称で仮設の施設を設置する場合
 - ・複数の施設が被災したことにより、それらの施設を統合する形で仮設施設を設置する場合や施設を追加する場合は、一時的な使用であっても新たな名称等を設定する必要があることから、条例整備を行うこと
- オ 他の用途に供するために建物または用地を貸与する場合
 - ・被災施設の代替施設として建物を貸与する場合や仮設住宅用地となっている場合など、本来の使用ができない施設は、一時的な貸与とみなし条例整備は行わない

(2) 今後の予定

- ・各部において適宜庁議に付し、平成 24 年市議会第 1 回定例会に提案する。
- ・条例整備に合わせて関係規則、要綱等を整備する。

2 「歌おう！東北のど自慢」開催について（総務部総務課）

日本放送協会では、震災に負けず、歌を通じて出演者と視聴者双方に元気とエールを送るため、「歌おう！東北のど自慢」を制作・放送しており、NHK仙台放送局から石巻市での開催について依頼があったことから、共催により開催するもの。

(1) 主な内容

- ・開催日時 平成 24 年 1 月 22 日（日）午後 4 時～午後 5 時 30 分
（予選会：平成 24 年 1 月 22 日（日）午前 10 時～）
- ・場 所 河北総合センター
- ・ゲスト 八代 亜紀
- ・放送予定 平成 24 年 1 月 27 日（金）午後 8 時～午後 8 時 43 分

3 「思い出の品物」の展示終了について（総務部防災対策課）

これまで自衛隊の捜索等により寄せられた写真、位牌、貴重品等については市において保管管理をし、貴重品を除く写真、位牌等の品物についてはボランティアによる洗浄、仕分けを行い、旧本庁舎と各総合支所において展示等を行い、申し出のあったものについては返却対応をしてきたが、来場者も減少したことから、平成 24 年 1 月 22 日（日）をもって展示を終了する。

(1) 主な内容

- ・展示終了日 平成 24 年 1 月 22 日（日）
- ・展示終了後の措置
 - それぞれ整理分類し、段ボール箱に保管。写真についてはデジタル化し、PC等により閲覧
- ・写真のデジタル閲覧の開始予定

- 1月中旬にデータ保存等を行い、2月から閲覧を予定
・閲覧場所 防災対策課及び各総合支所

4 「東日本大震災による倒壊家屋・事業所等解体撤去に係る取扱い」の変更について

(生活環境部災害廃棄物対策課)

震災により被災した倒壊家屋・事業所等の解体撤去は、災害廃棄物処理事業として石巻市が実施することとなっており、これまで家屋については「全壊」又は「大規模半壊」の判定を受けたものを対象とし、事業所等については、被災証明に基づき、調査を実施した結果必要と認められたものについて対象としてきたが、「半壊」の判定を受けた家屋等であっても、生活に支障をきたしているものや、市民に危険を及ぼす可能性のある物件があることから、解体撤去の対象範囲を拡大するもの。

(1) 主な内容

- ・東日本大震災により被災した家屋のうち石巻市が発行したり災証明で「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」の判定を受けたものについては、申請に基づき石巻市が解体撤去を行う。

事業所等や納屋・物置等については、石巻市が発行した被災証明に基づき、後日、調査を実施し、必要と認められたものについて、申請に基づき石巻市が解体撤去を行う。

(2) 今後の予定

- ・申請受付期限 平成24年12月28日(金)
※半壊判定の家屋等については平成23年12月27日(火)から受付開始
- ・解体撤去の期限 平成25年3月31日を目標とする

5 東日本大震災による被災自動車の処分について

(生活環境部災害廃棄物対策課)

震災により被災した自動車等については、環境省が示したマニュアルに基づき、石巻市が業者に委託して運搬・保管を行っているが、仮置き場周辺の住民からは一刻も早い撤去が求められていることから、その早期処分を目的として、所有者が判明しないもの、所有者から処分を委ねられたもの及び所有者から処分に関する意思表示がなかったもの等について、入札により売り払いするもの。

(1) 主な内容

ア 現在の保管台数 14,570台(平成23年11月10日現在)

イ 処分対象

- ・意思確認により、所有者から権利放棄意志確認書が提出された被災自動車等
- ・所有者が判明したものの処分に関する意思表示がなされないもの及び連絡できなかったもの並びに所有者等が判明しないもので、市が処分する旨を3か月間公告し、なお意思を確認できなかった被災自動車等

ウ 入札方法 一般競争入札

※適正な入札を執行するため入札参加資格を設定し、入札参加資格確認業務の簡略化を図るため、登録制とする

エ 入札参加資格 石巻市に事業所を有する者で、以下の要件を満たし、予め市に登録した者。

- ・地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者
- ・事業所が宮城県に、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取り業の登録及び解体業の許可を有すること
- ・暴力団員又は暴力団員が実質的に経営を支配している会社等でないこと

(2) 今後の予定

- ・平成24年1月中旬に第1回の入札を予定(今後、月2回程度の入札執行の予定)

6 災害等廃棄物処理事業の対象となる市有公共施設の解体撤去について

(生活環境部災害廃棄物対策課)

震災により被災した市有公共施設の解体撤去については、一般家屋や事業所の解体撤去を優先したことと、復興計画や施設利用計画が定まらないことから未着手であったが、環境省の災害等廃棄

物処理事業国庫補助事業の適用期限が平成 25 年 3 月 31 日までとなっていることから、災害復旧事業が個々の制度として設けられていないものについて、解体撤去を行う。

(1) 主な内容

ア 解体撤去の方針

- ・東日本大震災により被災し、解体撤去を行う必要のある市有公共施設のうち、災害復旧事業が個々の制度として設けられていないものについては、災害等廃棄物処理事業（環境省補助事業）として生活環境部災害廃棄物対策課が主体となり解体撤去を行う
- ・環境省補助事業に該当させるため、平成 25 年 3 月までの解体撤去完了を目標とする
- ・鉄筋・鉄骨造の施設については、解体工事費を市（委託業者）が積算及び設計し、発注及び施工管理は宮城県が行う
- ・木造、ブロック造、基礎のみ等の施設の撤去は、現在市が実施している一般家屋・事業所等解体撤去業務に含ませ、市内業者に施行させる

イ 対象施設 144 施設

7 年末年始の対応について（総務部防災対策課）

震災以後、災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう石巻市地域防災計画に基づき、非常配備態勢を整備してきたが、現在は余震の頻度が少なくなってきていることから 2 号配備態勢としており、年末年始の休暇に当たり、災害時の初動態勢の迅速化のため当番制等による態勢を組むこととした。

8 市長等の給与の削減について（総務部人事課）

震災からの復興には多額の財源が必要であり、国等からの支援は見込まれるものの、今後厳しい財政運営になるものと予想されるため、復興関連事業を含むすべての事業に行財政改革の視点を取り入れた発想や大胆な見直しによる歳入確保策及び歳出削減策に取り組む必要があり、市民サービスの一部低下が見込まれる中、市民とともに負担を分かち姿勢、決意を示すため、市長等の給与削減を行うもの。

(1) 主な内容

- ・市長、副市長、教育長の特別職の給与について、平成 23 年 4 月から実施している一律 3% の削減を廃止し、新たに給料月額の上長分 20%、副市長分 15%、教育長分 10% を削減した。

(3) 今後の予定

- ・平成 23 年第 4 回市議会定例会において関係条例の一部改正を議決
- ・平成 24 年 1 月 1 日施行
- ・平成 24 年度予算編方針に基づき、職員人件費について一定程度の削減を実施する予定

[その他]

1 職員の健康保持のための「おらほのラジオ体操第 1」の実施について（総務部長）

復興プロジェクト“お国言葉でラジオ体操”としてラジオ石巻から CD が寄贈されたことを受け、石巻市職員の健康保持のため、本庁舎において平成 23 年 12 月 19 日から昼休憩時間の午後 0 時 40 分からこの CD を放送することとしたので、各部署においてラジオ体操を行い、血行促進、ストレス解消に活用していただきたい。

以上